

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	砂利採取計画の認可
根拠法令	砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）
条項	第16条
法令の規定	<p>【砂利採取法第16条】 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあっては、指定都市の長。以下この章（第28条第2項を除く。）及び第43条において同じ。）</p> <p>二 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域（同法第58条の2第1項の規定により指定されたものを含む。）、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第58条の3第1項に規定する河川管理者（同法第9条第2項若しくは第5項、第11条第3項又は第98条の規定により、同法第26条第1項及び第27条第1項若しくは第55条第1項及び第58条の4第1項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限に代わって行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）</p> <p>【砂利採取法第17条】 前条の採取計画には、次の事項を定めなければならない。</p> <p>一 砂利採取場の区域</p> <p>二 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間</p> <p>三 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項</p> <p>四 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令、国土交通省令で定める事項</p> <p>【砂利採取法第18条】 第16条の認可を受けようとする砂利採取業者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録の年月日及び登録番号</p> <p>三 採取計画</p>

	<p>2 前項の申請書には、砂利採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令、国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。</p> <p>【砂利採取法第19条】</p> <p>都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。</p>
審査基準	「福井県砂利採取法事務取扱要綱」および「砂利採取計画認可申請書類等作成要領」による。
標準処理期間	40日
処分担当所属	各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	